

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係る
リーフレットについて
計3枚（本紙を除く）

Vol.1262

令和6年5月15日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 15 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

令和 6 年度介護報酬改定により、令和 6 年 4 月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなっております。

今般、令和 6 年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げた分も、賃上げ促進税制による税額控除の対象となりました。

介護事業所において賃上げ促進税制を積極的に御活用いただき、より一層の賃上げを進めていただけるよう、別添のとおりリーフレットを作成しましたので、各自治体におかれましては、管内の介護サービス施設・事業所等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

処遇改善加算を活用した賃上げは、 賃上げ促進税制による税額控除の対象となります

- 新しく使いやすくなった処遇改善加算を活用して、介護現場で働く方の賃上げをお願いします。
- 一定の賃上げをしていただくと、賃上げ促進税制により、法人税などから税額控除ができます。

☑ 令和6年4月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなりました。

☑ これまでよりも高い加算率を取得することで、介護報酬で賃上げの原資を新たに確保し、大幅な賃上げも可能になります。

☑ 令和6年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分も、賃上げ促進税制による税額控除の対象となります。

- 中小企業^{注1}では、全雇用者の給与等支給額が1.5%増加した場合には最大30%^{注2}、2.5%増加した場合には最大45%^{注2}を、法人税額から控除できます。^{注3}
- 中小企業では、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間にわたって繰り越すことが可能です。^{注4}

注1：青色申告書を提出する中小企業者等又は常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主。また、大企業・中堅企業向けにも制度あり。

注2：女性活躍・仕事と子育ての両立支援と教育訓練費に関する上乗せ要件の両方を満たしている場合の控除率。

注3：税額控除の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税等の20%

注4：未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が生じている事業年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能。

※：所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能です。詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照。

(参考 1) 新加算への移行による加算率アップの例（加算率は訪問介護の例）

例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行 3 加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	・ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの特例を活用 (処遇Ⅰ相当) ・ 職種間配分ルールの改正で上位移行が 可能に(特定Ⅱ相当) ・ 加算率引上げ	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ベア加算	あり(2.4%)		

例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行 3 加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅰ(13.7%)	・ この機会に現行のベア加算を新規算定 ・ 加算率引上げ	新加算Ⅱ (22.4%)
特定処遇改善加算	Ⅱ(4.2%)		
ベア加算	なし		

(参考 2) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス 区分	(夜間対 応型)訪 問介護、 定期巡回	(予防) 訪問入浴 介護	(地密) 通所介護	(予防) 通所リハ ビリテー ション	(地密) (予防) 特定施設 入居者生 活介護	(予防) 認知症対 応型通所 介護	(看護) (予防) 小規模多 機能型居 宅介護	(予防) 認知症対 応型共同 生活介護	(地密) 介護福祉 施設、 (予防) 短期入所 療養介護 (老健)	介護保健 施設、 (予防) 短期入所 療養介護 (老健)	介護医療 院、(予 防)短期 入所療養 介護(老 健以外)
新加算Ⅰ	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行 3 加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算Ⅴ(1)～(14)を用意。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号：03-6281-9821

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

処遇改善加算関係情報
(随時更新) ⇨



賃上げ促進税制
関係情報⇨

